

## 農業委員会第32回総会議事録

1. 日 時 令和8年2月13日(金) 午前10時00分～午前10時55分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1204会議室

3. 出席委員(18人)

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1番	前田 和幸	2番	間崎 孝至	3番	桐生 五郎
4番	渥美 利男	5番	打田 光橋	6番	浦川 広巳
7番	山中 進	8番	阪田 泰久	9番	市川 正之
10番	舘 宣一	13番	稲田 利幹	14番	上田 みね子
15番	豊田 栄美子	16番	大野 久美子	17番	小林 登志樹
19番	鈴木 啓之				

4. 欠席委員(1人)

12番 平子 伸

5. 事務局

農業委員会事務局 中西次長、坂総務GL、吉村農地GL、今村、森  
農林水産課 野田農政GL

6. 議事

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)
	第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権)
	第3号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)
	第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)
	第6号議案	農用地利用集積等促進計画について

- 報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告事項第2号 使用貸借契約の解約について
- 報告事項第3号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続等届出）
- 報告事項第4号 農地法第4条の規定による届出について
- 報告事項第5号 農地法第5条の規定による届出について（所有権）
- 報告事項第6号 非農地証明願いについて
- 報告事項第7号 時効取得による移転について
- 報告事項第8号 取下願・取消願の承認について
- 報告事項第9号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

## 第2 農業経営基盤強化促進法第19条に定める地域計画の作成に関する意見聴取について

### 7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第32回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしく願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第32回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第15番

豊田栄美子委員、議席番号第 16 番大野久美子委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書 1 ページをご覧ください。

まず、1 の 179 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 1,691 m<sup>2</sup>です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、農作業歴は 3 年で、耕運機を所有しており、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1 の 191 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 112 m<sup>2</sup>です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、農作業歴は 5 年で、耕運機、軽トラックを所有しており、地区委員会においても、健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1 の 192 番は国府地区、申請地は八野町及び国府町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 2,615 m<sup>2</sup>です。取得後は水稲及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、6 の 184 番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は 235 m<sup>2</sup>です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、自家菜園として適切な営農をしていくとの明確な意思と計画があり、面積も過大でなく、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7 の 190 番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 991 m<sup>2</sup>です。取得後は水稲を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、農作業歴は 20 年で、トラクター、耕運機、田植え機、乾燥機などを所有しており、地区委員会においても、健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、11 の 181 番は箕田地区、申請地は林崎一丁目地内、登記地目・現況地目とも畑が 5 筆、登記地目・田、現況地目・畑が 2 筆、合計面積は 618 m<sup>2</sup>です。取得後は水稲及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、13 の 187 番は若松地区、申請地は若松西六丁目地内、登記地目、現況地目とも田、面積は 2,632 m<sup>2</sup>です。取得後は水稲を栽培するとの申請です。

続きまして、13 の 194 番は若松地区、申請地は若松西一丁目地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は 325.31 m<sup>2</sup>です。取得後は小麦を栽培するとの申請です。

続きまして、15 の 178 番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目、現況地目とも田、合計面積は 2,156 m<sup>2</sup>です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、17の138番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は4,772㎡です。取得後は水稲及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、17の183番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,695㎡です。取得後は水稲を栽培するとの申請です。

続きまして、17の193番は合川地区、申請地は徳居寺町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は3,134㎡です。取得後は水稲、小麦、飼料作物を栽培するとの申請です。

続きまして、18の180番は井田川地区、申請地は小田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は119㎡です。取得後は、水稲及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、18の188番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,196㎡です。取得後は水稲、小麦、飼料作物を栽培するとの申請です。

続きまして、18の189番は井田川地区、申請地は西富田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,100㎡です。取得後は水稲、小麦、飼料作物を栽培するとの申請です。

続きまして、21の185番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は376㎡です。取得後は、茶・タマリユウを栽培するとの申請です。

続きまして、21の195番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は2,016㎡です。取得後は、茶・タマリユウを栽培するとの申請です。

続きまして、21の196番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は555㎡です。取得後は、茶・タマリユウを栽培するとの申請です。

続きまして、22の182番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目は田、現況地目は畑、合計面積は811.34㎡です。取得後は、じゃがいもを栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、自家菜園として適切な営農をしていくとの明確な意思と計画があり、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、22の186番は鈴峰地区、申請地は小社町地内、登記地目、現況地目とも畑が3筆、登記地目、現況地目とも田が2筆、合計面積は4,751㎡です。取得後は、イモ類、大根、白菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、農作業歴は15年で、トラクター、耕運機、田植え機、コンバインをリース予定であり、地区委員会においても、健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は20件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会によ

る審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。

まず、5の23番は石薬師地区、申請地は上野町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は1,000㎡です。取得後は、白菜・大根を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、農業経験者である家族から指導を仰ぐ予定であり、面積も過大でなく、地区委員会においても健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7の22番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は2,320㎡です。取得後は、米を栽培するとの申請です。

続きまして、17の21番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目、現況地目とも田、面積は2,899㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、農作業歴は3年で、耕運機、トラクター、田植え機をリース予定であり、地区委員会においても、健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は3件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書5ページ、及び位置図の1ページ目をご覧ください。

まず、9の21番は、河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は363㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、申請人は、平成8年に当該地の一部を造成して線引き前住宅を増築しており、始末書も添付されておりますことから、これを追認するものです。

続きまして、17の20番は、合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目は田、現況地目は宅地、面積は940㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地につきましては、原則として許可しない農地ですが、農用地利用計画に指定された用途のため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、申請人は、平成16年ごろより農業用倉庫を建築しており、始末書も添付されておりますことから、これを追認するものです。

以上、申請件数は2件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

農地を農業用倉庫用地にしたら、地目は何になりますか。

事務局

宅地になります。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書6ページ、及び位置図の続き3ページ目をご覧ください。

まず、5の164番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は839㎡です。申請内容は、太陽光パネル設置用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の159番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目と

も田、面積は928㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、440.9㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の160番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は800㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、488.4㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の161番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は654㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、594.7㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の162番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は948㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、488.5㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の163番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は981㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、434.2㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の154番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は31㎡で、一体利用地を含めた合計面積は1,281㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地として転用するものです。申請者は、土木建築業を営んでおり、現在使用している一体利用地では資材置場が不足していることから当該地を資材置場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の153番は栄地区、申請地は五祝町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は712㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地として転用するものです。申請者は、土木工事業を営んでおり、現在使用している近隣の敷地では資材置場が不足していることから当該地を資材置場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の157番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,165㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、425.6㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、16の158番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目・現況地目とも田が3筆、登記地目・田、現況地目・畑が1筆、合計面積は2,055㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地として転用するものです。申請者は、土木工事業を営んでおり、事業拡大に伴い資材置場が不足していることから当該地を資材置場用地として使用するため申請するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、18の152番は井田川地区、申請地は中富田地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,425㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、479.04㎡です。農地区分は、第3種農地と判断され

ます。

続きまして、23の155番は庄内地区、申請地は東庄内地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,529㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、446.6㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は12件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。議案書8ページ、及び位置図の続き15ページ目をご覧ください。

23の38番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は472㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地として転用するものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則として許可しない農地ですが、申請地は、既存集落に接続しているため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は1件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第5号議案は全員賛成で承認といたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積等促進計画についてでございます。別冊の農用地利用集積等促進計画案の10ページ49番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を

求めます。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書10ページをお開きください。49番は、石薬師地区で使用貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

(〇〇委員 着席)

引き続き、残りの第6号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書1ページ目をお開きください。1ページは国府地区です。1番から4番は、米30kg相当現金と10a当たり米60kgの賃貸借です。

2ページと3ページは庄野地区です。5番から12番は、10a当たり米10kgから20kgと、10a当たり5,000円、2筆で米90kgの賃貸借です。

4ページから7ページは加佐登地区です。13番から39番は、使用貸借とお茶が収穫できるようになってから賃料が発生する賃料0円の賃貸借です。

8ページは牧田地区です。40番は、10a当たり5,000円の賃貸借です。

9ページと10ページは石薬師地区です。41番から50番は、使用貸借と10a当たり米30kg、ビニールハウスの設置があるため5筆で1,260,000円、1筆で米10kgの賃貸借です。なお、49番は、冒頭でご説明いたしました。

11ページは白子地区です。51番から57番は、10a当たり5,775円の賃貸借と使用貸借です。

12ページから14ページは稲生地区です。58番から77番は、10a当たり3,300円から3,900円の賃貸借と使用貸借です。

15ページは河曲地区です。78番から83番は、10a当たり米30kgから60kgの賃貸

借です。

16 ページから 18 ページは一ノ宮地区です。84 番から 100 番は、10a 当たり米 25kg から 50kg、10a 当たり米 35kg から 50kg 相当現金、米 25kg 相当現金、1 筆で米 4kg から 235kg の賃貸借と使用貸借です。

19 ページは箕田地区です。101 番から 104 番は、10a 当たり米 25kg から 50kg の賃貸借です。

20 ページは玉垣地区です。105 番は、10a 当たり米 50kg の賃貸借です。

21 ページは若松地区です。106 番から 108 番は、米 31kg と 32kg 相当現金、10a 当たり米 10kg の賃貸借です。

22 ページは栄地区です。109 番から 111 番は、栄地区では場整備事業完了までは 0 円、その後は JA 鈴鹿のコシヒカリ 1 等 30kg 相当の概算金額の賃貸借です。また、前回の総会で森田委員から賃貸借の内容記載が不十分であるとのこと指摘がありましたが、栄地区のほ場整備中の農地につきましては、10a 当たり JA 鈴鹿のコシヒカリ 1 等 30kg 相当の概算金額の賃貸借となっています。

23 ページから 25 ページは合川地区です。112 番から 127 番は、使用貸借と 10a 当たり米 30kg の賃貸借です。

26 ページは井田川地区です。128 番は 10a 当たり米 60kg の賃貸借です。

27 ページは久間田地区です。129 番から 131 番は、使用貸借です。

28 ページは椿地区です。132 番と 133 番は、使用貸借です。

29 ページは深伊沢地区です。134 番から 138 番は、使用貸借と 10a 当たり米 30kg の賃貸借です。

30 ページから 32 ページは鈴峰地区です。139 番から 156 番は、使用貸借です。

33 ページは、庄内地区です。157 番から 160 番は、使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 9 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 9 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第 2 農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の作成に関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

事務局

それでは、議事第 2 の農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の変更に  
関する意見聴取について、農林水産課から説明させていただきます。

お手元にお配りしました資料 1 をご確認ください。

令和 7 年 3 月に全地域策定しました地域計画ですが、今年度は、必要に応じて変更  
をしてきたところであります。今回の変更の理由としましては、資料 1 の地域計画変  
更理由一覧にありますように、利用権設定によるもの、農用地除外と編入によるもの、  
本人からの申し出によるもの、認定農業者になった方の追加、地域の協議の結果によ  
るものになります。

利用権設定につきましては、令和 7 年 4 月から 10 月までに、中間管理機構を通じ  
て農地の賃貸借が発生した分です。変更箇所は農業を担う者と経営面積で、20 地区が  
該当しております。

農用地除外と編入につきましては、農業振興地域整備計画の農用地区域の変更申出  
令和 7 年 6 月受付分が提出されたことにより、農用地の除外および編入したもので、  
除外地域は 8 地区、編入区域は 1 地区となります。変更箇所は区域内の農用地等面積  
です。

本人からの申し出と認定農業者になった方の追加につきましては、石薬師地区で 1  
名の方からの申し出、白子地区で 1 名の新規の認定農業者からの申し出によるもので、  
変更箇所は農業を担う者と経営面積になります。

地域の協議の結果につきましては、1 月 30 日に玉垣・若松地区の地域計画について、  
地区関係者と農林水産課担当職員とが話し合いの場を設け、協議を行いました。その  
結果、変更箇所は農業を担う者と経営面積になります。

以上のように、それぞれの理由により、今回、各地区の地域計画を変更しようとす  
るものです。

地域計画変更案については、すでに地区農業委員会からも承認を得ており、法第 19  
条第 6 項の規定により農業委員会を含む関係機関へ意見聴取を行う必要があることか  
ら、今回、農業委員会に対し意見聴取を実施するものでございます。関係機関への意  
見聴取後のスケジュールにつきましては、2 週間の公告縦覧期間を経た後に公表を予  
定しております。説明は以上でございます。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第 2 につきまして、何か、ご意見ご異議  
ございませんか。

鈴木啓之委員

目標年度が令和 11 年度となっていますが、令和元年に定めているので、10 年後の令和 11 年度が目標年度になっているということですか。

事務局

はいそうです。

鈴木啓之委員

長澤と伊船は何地区ですか。

森田委員

鈴峰地区です。

鈴木啓之委員

深伊沢とは別ですか。鈴峰地区は表示がありませんが。

事務局

鈴峰地区は、今回該当がありませんでした。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、議事第 2 は、全員賛成で承認といたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。